

労働時間

○法定労働時間

労働基準法上の労働時間とは、一般的に使用者の指導監督下にある時間をいいます。作業の準備や後片づけ、研修なども、それが使用者の指示によるものならば、労働時間となります。

労働時間は、休憩時間を除き1週40時間、1日8時間以内が原則となっています。零細規模(10人未満)の、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の労働時間については、特例措置として、1週44時間とされています。

○休憩時間

使用者は、6時間を超える労働に対しては45分以上の休憩時間を、8時間を超える労働に対しては1時間以上の休憩時間を、労働時間の途中で与えなければなりません。



この休憩時間は、すべての労働者に一齐に与えなければなりません。また、自由に利用させなければなりません。(一部の職種、業種や、書面による協定を結んだ場合を除きます)。

この他、残業、割り増し賃金、休日、休暇などについての法律があります。

問い合わせ先 兵庫労働局監督課 外国人労働者相談コーナー (対応言語: 中国語) 0570-001-702
姫路労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー (対応言語: ベトナム語) 079-224-8181
詳しくは厚生労働省ホームページから検索 (多言語対応)
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

西宮労働基準監督署 0798-26-3733

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。